

市第139号議案関連資料 横浜市火災予防条例の一部改正について

1. 改正の背景 ○平成27年6月 第5次地方分権一括法が成立



平成29年度から火薬類取締法

の事務・権限が都道府県から指定都市に移譲されることとなりました。
横浜市では、市民の安全・安心を守る役割を担う消防局で事務を行います。

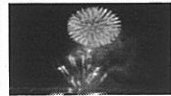


花火を打ち上げる際には、これまで火災予防条例に基づき【届出】を提出頂いていました。
今回の権限移譲に伴い、火薬類取締法に基づき【許可申請】を横浜市に申請頂くことで、【届出】の目的は達成できます。

一つの花火大会等に対し 「許可申請」と「届出」の二重の事務手続きを解消し、申請者の負担を軽減するため、火災予防条例の一部を改正します。

2. 改正の内容

現 行



例えば横浜開港祭やスパークリングトワイライトなど

たくさんの花火を打ち上げる場合は、

神奈川県知事の許可申請 と 消防署長への届出が必要です。

火薬類取締法に基づき

(神奈川県へ)

許可申請

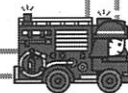
打ち上げ場所や方法、数量等を審査し、基準に適合していれば許可しています。

火災予防条例に基づき

(横浜市へ)

届出

・火災予防上の指導、助言
・事前に必要な警備体制の確保を行っています。



改正後

権限移譲により、許可申請も届出も 横浜市へ一本化 されることにより、

たくさん花火を打ち上げる場合で、横浜市長へ許可申請したものは消防署長への届出を不要とします。

(横浜市へ)

許可申請

届出

・打ち上げ場所や方法、数量等の許可審査を、横浜市内で行います。
同時に「許可申請」で得た情報により、
・イベント全体の安全管理や事故時の対応など、火災予防上の指導、助言をするほか、事前に必要な警備体制の確保を行います。

【参考】

- 許可申請の必要のない、少量の花火を打ち上げる場合は、これまでのとおり、消防署長へ届出のみ提出頂きます。
- 玩具用煙火(いわゆるおもちゃ花火)の使用は、許可申請も届出も必要ありません。

「たくさん花火」とは

打ち上げる花火の玉の大きさが
6cm以下 → 51個以上
6cmを超え10cm以下 → 16個以上
10cmを超え14cm以下 → 11個以上

改正による効果

一つの花火大会等に対し、許可申請と届出の双方を提出する必要がなくなり、
☆ 許可申請者の負担軽減
☆ 許可申請事務の効率化
が図られます。

◎ 施行期日は、火薬類取締法の事務・権限が移譲される平成29年4月1日を予定しております。